



うちなー健康経営宣言

第 467 号

令和 4 年 6 月 20 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

健康 1 番で家族も会社も幸せに!!

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となつた従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康増進に関する数値目標を設定する。
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
6. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。

「健康経営®」はN P O 法人健康経営研究会の登録商標です。